

中小企業・小規模事業者のための

# 働き方改革関連法に 対応するための 無料セミナーと個別相談会。

社会保険労務士・中小企業診断士の  
藤田貴史です。  
私が、ポイントごとにわかりやすく  
解説いたします。



2019年4月に働き方改革関連法案が施行されて以降、年5日の年次有給休暇の確実な取得や時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金など、企業規模の大小を問わず対応が求められています。今回は、中小企業にも適用が拡大されたパワーハラ防止法や割増賃金率引上げを含む時間外労働規制、さらにこれまでの改正内容と今後の改正ポイント等をテーマにした3つのセミナーを開催いたします。ぜひ、この機会にご参加ください。

開催時間 セミナー14：00～16：00  
個別相談①16：00②17：00

9/19開催

パワーハラ防止法について

- ・パワーハラスメントの現状
- ・パワーハラ防止法対応のポイント

9/28開催

時間外労働規制について

- ・時間外労働上限規制について
- ・割増賃金率引上げについて


10/23開催

働き方改革総点検

- ・これまでの改正の確認と必要な対応
- ・今後の改正内容とポイント

会場 紋別経済センター3階（紋別市本町4丁目1-16）  
定員 セミナー：各回30名 個別相談：各回2者（申込先着順）  
申込 申込書又はQRコードからお申込みください  
問合せ 紋別商工会議所 TEL23-1711

## 参加申込書（FAX23-3611）

参加希望のセミナー及び個別相談 ※参加を希望する箇所に☑	<input type="checkbox"/> 9/19開催 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> 9/28開催 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> 10/23開催 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ②
事業所名			 申込用QRコード
参加者氏名			

※本申込書にご記入いただいた個人情報についてはセミナー開催に係る受講者名簿の作成、出欠確認、セミナー運営等に関する目的でのみ使用します。

紋別商工会議所

☎0158-23-1711

紋別市本町4丁目1-16

紋別商工会議所



<https://www.mon-cci.or.jp/>